

変更届に必要な書類一覧(指定障害児通所支援事業)

No	変更する事項	必要な書類	
1	事業所の名称	変更届出書	別記第2号様式(第3条関係)
		指定に係る記載事項	付表
		運営規程(変更届出書への記載に加え、新旧対照表の添付でも可)	—
2	事業所の所在地 ※事前協議が必要	変更届出書	別記第2号様式(第3条関係)
		指定に係る記載事項	付表
		事業所の平面図	参考様式1
		設備・備品等一覧表	参考様式2
		事業所の賃貸借契約書 (法人の自己所有の場合は建物登記簿謄本)	—
		建築物関連法令等に関する届出書	—
		運営規程 (変更届出書への記載に加え、新旧対照表の添付でも可)	—
3	申請者の名称	変更届出書	別記第2号様式(第3条関係)
		履歴事項全部証明書	—
4	主たる事務所の所在地	変更届出書	別記第2号様式(第3条関係)
		履歴事項全部証明書	—
5	代表者の氏名、住所又は職名	変更届出書	別記第2号様式(第3条関係)
		法第21条の5の15第2項の規定に該当しない旨の誓約書	参考様式6
	役員の氏名及び住所	誓約書(熊本県暴力団排除条例関係)	参考様式6-2又は6-3
		履歴事項全部証明書	—

No	変更する事項	必要な書類	
6	医療法第7条の許可を受けた病院であることを証する書類	変更届出書	別記第2号様式(第3条関係)
		指定に係る記載事項	付表
		医療法第7条の許可を受けた病院であることを証する書類	—
7	事業所の平面図及び設備の概要	変更届出書	別記第2号様式(第3条関係)
		事業所の平面図(変更前・後)	参考様式1
		設備・備品等一覧表	参考様式2
		変更箇所を撮影した写真	—
8	管理者の氏名及び住所(管理者の変更)	変更届出書	別記第2号様式(第3条関係)
		指定に係る記載事項	付表
		管理者の経歴書(資格証明書添付)	参考様式3
		児童発達支援管理責任者・管理者 履歴	参考様式3の2
		雇用契約書、辞令もしくは雇用証明書	—
		法第21条の5の15第2項の規定に該当しない旨の誓約書	参考様式6
		誓約書(熊本県暴力団排除条例関係)	参考様式6-2又は6-3
9	児童発達支援管理責任者の氏名、住所及び経歴(児童発達支援管理責任者の変更) ※児童発達支援管理責任者の減の場合は①、②、⑥、⑦及び⑧を提出	①変更届出書	別記第2号様式(第3条関係)
		②指定に係る記載事項	付表
		③児童発達支援管理責任者の経歴書(資格証明書、研修修了証添付)	参考様式3
		④児童発達支援管理責任者・管理者 履歴	参考様式3の2
		⑤実務経験証明書	参考様式7
		⑥雇用契約書、辞令もしくは雇用証明書	—
		⑦従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表	参考様式5
		⑧組織体系図	—
		⑨運営規程(変更届出書への記載に加え、新旧対照表の添付でも可) ※変更が生じた場合のみ添付	—

No	変更する事項	必要な書類	
10	運営規程		
	①営業日・営業時間 サービス提供日 サービス提供時間	変更届出書	別記第2号様式(第3条関係)
	②通常の事業の実施 地域	指定に係る記載事項	付表
	③利用料金	運営規程 (変更届出書への記載に加え、新旧対照表の添付でも可)	—
	④主たる対象者	変更届出書	別記第2号様式(第3条関係)
		指定に係る記載事項	付表
		運営規程 (変更届出書への記載に加え、新旧対照表の添付でも可)	—
		主たる対象者を特定する理由等 (特定する場合のみ提出すること)	—
	⑤定員の変更(減)	変更届出書	別記第2号様式(第3条関係)
		指定に係る記載事項	付表
		運営規程 (変更届出書への記載に加え、新旧対照表の添付でも可)	—
		従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表	参考様式5
		組織体系図	—
	⑥定員の変更(増)	変更届出書	別記第2号様式(第3条関係)
指定に係る記載事項		付表	
従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表		参考様式5	
組織体系図		—	
従業員の経歴書(資格証明書添付) ※新たな職員を配置した場合のみ		参考様式3	
雇用契約書、辞令もしくは雇用証明書 ※新たな職員を配置した場合のみ		—	
事業所の平面図		参考様式1	
運営規程		—	
⑦その他の変更	変更届出書	別記第2号様式(第3条関係)	
	運営規程 (変更届出書への記載に加え、新旧対照表の添付でも可)	—	

No	変更する事項	必要な書類
11	障害児通所給付費等の請求に関する事項	※障害児通所給付費等の算定に関する届出書を参照ください。

※変更の内容・状況等により、必要に応じ、上記以外の書類の提出を求めることがあります。
 ※多機能型事業所の場合の付表の添付については、併せて付表6、6その2を添付してください。
 ※変更届出書(別記第3号様式(第4条関係))に記載する変更内容については、様式への記載に代えて、新旧対照表の添付でも可。
 ※写しとなる書類には、必ず法人の原本証明を行ってください。